

コーポレートガバナンス・コードの一部改訂に係る有価証券上場規程等の一部改正について
(市場区分の再編に係る第三次制度改正事項)

2021年6月11日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、2021年6月11日から施行します(詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください)。

今回の改正は、コーポレートガバナンス・コード(以下、「コード」といいます)の改訂に関して所要の上場制度の見直しを行うものです。あわせて、当取引所が、2022年4月4日に実施を予定している新たな市場区分への移行後における上場関係料金等についても、その取扱いを定めるものです。

II 改正概要

1. コードの改訂

(1) コードの改訂

- 有価証券上場規程の別添「コーポレートガバナンス・コード」を改訂するものとします。

(2) 新たな市場区分におけるコンプライ・オア・エクスプレイン

- 2022年4月4日以降、上場内国株券の発行者は、次に掲げる区分に従って、「コードの各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由をCG報告書において説明する」ものとします。

a. スタンダード市場及びプライム市場の上場会社

基本原則・原則・補充原則

b. グロース市場の上場会社

基本原則

2. 新市場区分における上場に関する料金

(1) 上場審査料

- 市場区分に応じて次の表に定める金額を課金することとします。

市場区分	料金
スタンダード市場	300万円
プライム市場	400万円
グロース市場	200万円

(備考)

・有価証券上場規程(以下「規程」という)別添

・規程第436条の3

・有価証券上場規程施行規則(以下「規程施行規則」という)第702条

(2) 新規上場料

- ・市場区分に応じて次の表に定める金額を課金することとします。

市場区分	料金
スタンダード市場	800万円
プライム市場	1,500万円
グロース市場	100万円

- ・規程施行規則第707条

(3) 新規上場に係る公募又は売出しに係る料金

- ・新規上場に係る株券等の公募又は売出しが行われる場合に、公募総額の万分の9に相当する金額、売出総額の万分の1に相当する金額をそれぞれ課金することとします。

- ・規程施行規則第708条

(4) その他の手数料

- ・上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、年間上場料、T D n e t 利用料、新株券等の発行等又は上場に係る料金、合併等に係る料金及び上場契約違約金の金額及び取扱いについては、新たな市場区分ごとに、それぞれ以下に掲げるとおりとします。

- ・規程施行規則第504条、第709条、710条、711条又は712条

a. スタンダード市場

現在、市場第二部に適用しているものと同額とします。

b. プライム市場

現在、市場第一部に適用しているものと同額とします。

c. グロース市場

現在、マザーズに適用しているものと同額とします。

3. その他

- ・新市場区分への移行に伴い、当該新市場区分に応じて、取消料並びに取引料の額(月額)に係る取引料の算出の基準及び取引料率について改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ・取引参加料金等に関する規則第3条の3

- ・取引参加料金等に関する規則別表第2ほか

Ⅲ 施行日

- ・ 1. (1) に関しては、2021年6月11日から施行します。上場会社は、コードの改訂によってコーポレート・ガバナンスに関する報告書（以下、「CG報告書」といいます。）の内容に変更が生じたときは、準備ができ次第速やかに、遅くとも本年12月末日までに変更後のCG報告書を提出するものとします。ただし、コードの各原則に規定された内容のうち、プライム市場の上場会社のみを対象とするものについては、2022年4月4日から適用します。
- ・ 1. (2)、2. 及び3. に関しては、2022年4月4日から施行します。

以 上